

<別紙1：凡例>

各府省からの回答中、「措置の分類」欄については、下記に従い該当番号が付されております。

分類	内容
a：市場化テスト（「モデル事業」：平成17年度における試行的導入）の対象とするもの	提案事項を市場化テスト（「モデル事業」）の対象とし、平成17年度中に、官民競争入札を経た落札者による実際の公共サービスの提供を開始する方針であるもの。
b：市場化テストの対象とすることを検討するもの	提案事項について、市場化テストの対象とすることを前提に既に検討に着手しているものの、 <ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な対象範囲等が不明確であるもの</li><li>・実施時期が不明確、若しくは平成18年度以降に、官民競争入札を経た落札者による実際の公共サービス提供を予定するもの</li></ul> 現在検討は行っていないものの、 <ul style="list-style-type: none"><li>・今後検討を行う予定であるもの</li><li>・今後検討に値すると考えるもの</li></ul>
c：市場化テストの対象とすることは不可能又は不適當と考えるもの	提案事項について、市場化テストの対象とすることは不可能又は不適當と考えるもの
d：既に民間開放済み	提案事項については、既に現行制度の下で民間開放を措置済みであるもの
e：事実誤認	提案事項について事実誤認があるもの